

保護者の皆様

武蔵野市長 松下 玲子

認可保育施設の臨時休園等の取扱いについて

日頃より本市の保育行政にご理解をいただき誠にありがとうございます。あわせて新型コロナウイルス感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が延長されたことに伴い、本市の認可保育施設についても、感染の拡大防止を徹底するため、5月7日（木）から5月31日（日）までの間、引き続き臨時休園といたします。保護者の皆様におかれましては、児童の安全確保と保育施設職員の感染リスクの軽減、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休園に伴う取扱いについて

- 緊急事態宣言に伴う臨時休園中は、欠席扱いとはなりませんので、登園しない期間が1か月を超えた場合であっても退所とはなりません。また、臨時休園に伴う変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）の提出は必要ありません。
- 令和2年4月以降に入所された児童の保護者の育児休業の復職期限については8月1日まで、就労等の開始予定者の就労開始日の期限については7月31日まで再度延長します。
※再度の延長に伴い、取扱いを変更して、勤務先が記載する証明書等の提出は不要とします。
※育児休業から復職した場合には「復職証明書」を、就労を開始した場合には「就労証明書」等を「変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）」とあわせて在園する施設にご提出ください。

2 利用者負担額(保育料)について

4月以降の各月の利用者負担額（保育料）は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う自主的な登園自粛の日数と臨時休園により登園しなかった日数に応じた額を計算し、原則、翌月以降の利用者負担額へ充当する予定です。申請等の手続は必要ありません。

※4月分については口座引落しが完了しており、5月分以降の利用者負担額へ充当する予定です。納入通知書による支払いの場合についても、一旦お支払をいただいた後、5月分以降へ充当する予定です。

※3月分については別途、還付の予定です。

※認定こども園、地域型保育施設（家庭的・小規模・事業所内保育事業）については原則保育施設からの還付または充当となりますので、詳細は各施設よりお知らせします。

3 臨時休園中に保育施設を利用する場合の申請について

臨時休園期間中に、新たに認可保育施設を利用する必要が生じた場合は、園に事前相談のうえ、「緊急事態宣言時の保育利用申請書」を、在籍する園の園長に提出してください。また、保育時間については真に必要な時間といたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

※保育料は通常どおりかかります。

※保護者がともに医療、介護、警察、消防、ライフライン業務など市民の生命、安全の確保に関する業務、食料品、医薬品販売など社会生活の維持に関する業務に従事している場合、家庭での保育が特に困難な場合が対象です。

不明点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

また、臨時休園期間中、新型コロナウイルスに児童または保護者が感染した際は、速やかに在籍園までご報告をお願いいたします。

【担 当】 武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 0422-60-1854